

第八十回 参議院 地方行政委員会 會議録第九号

昭和五十二年四月十九日(火曜日)
午前十時四十二分開会

法政大学教授 吉川 経夫君

委員の異動
四月十九日

補欠選任

金井 元彦君
山崎 昇君
林田悠紀夫君
和田 静夫君

出席者は左のとおり。

委員長 高橋 邦雄君
理事 安孫子藤吉君
夏目 忠雄君
野口 忠夫君
神谷信之助君

委員

井上 吉夫君
大谷藤之助君
林田悠紀夫君
増田 盛君
小山 一平君
和田 静夫君
阿部 憲一君
市川 房枝君

政府委員

警察庁長官官房
警察庁刑事局保
安部長

事務局側

常任委員会専門
員

参考人

聖心女子大学教
授 島田 一男君
日本宗教学会評
議員 村上 重良君

本日の會議に付した案件

○銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(高橋邦雄君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。本日、金井元彦君及び山崎昇君が委員を辞任され、その補欠として林田悠紀夫君及び和田静夫君が選任されました。

○委員長(高橋邦雄君) 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本日は、本案につきまして、聖心女子大学教授島田一男君、日本宗教学会評議員村上重良君及び法政大学教授吉川経夫君、以上三名の参考人の方々から御意見を伺うことといたします。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

皆様には、御多忙のところを本委員会に御出席いただき、まことにありがとうございます。皆様から忌憚のない御意見を拝聴し、今後の本案審査の参考にいたしたいと存じます。

これより参考人の方々に順次御意見を述べさせていただきます。参考人の方々の御意見の陳述が全部終わりました後、委員からの質疑にお答え願いたいと存じます。

それでは、まず島田参考人にお願いたします。○参考人(島田一男君) 島田でございます。

銃刀法の一部改正についての私の意見を申し上げます。まず第一は、銃砲に対する厳重な取り締まり

は、社会の安全を維持するために最も基礎的な問題であるということです。まあ、日本はよく言われるように、大変安全な国だと言われております。たとえば、イザヤ・ベンダサンさんの著書であります「日本人とユダヤ人」の中で、日本人は水と安全はただだどと見ているというふうに述べています。安全に対する意識が希薄であるということ

を述べているわけですが、それはともかくとして、安全と自由を享受していることは確かであり、ます。たとえば、東京のような大都会あるいはそれに匹敵する日本の初めての都市で、私たちが夜一杯飲んでそしてホテルまで歩いてくる、そういうことができる都市は恐らく先進国の中では日本だけではないかと思えます。そういう安全と自由を享受できるのは、もちろんこれは日本の警察活動がきわめて優秀であるということにも原因がある

と思いますが、何よりも銃砲取り締まりの厳重であることが最もその基礎にあると思えます。

ところが、最近、ただいま問題になっておりますモデルガン、玩具用の拳銃が改造されて暴力団などに使用されておる例が大部分多くなりました。

この中では、要するに密輸によって入ってきた真正の拳銃もありますが、そうではなくて、おもちゃの拳銃、いわゆるモデルガンを改造して、それを暴力団が真正の拳銃と一緒にしてそして使っておるといふ例が多々見られます。また、昨年来この改造モデルガンによる殺傷事件が何件か出ておりますが、この中には、要するに被害者を連れてきて、そしてモデルガンで撃って殺すというよう

な事件も出てくるわけですね。改造されたモデルガンがこのように人を殺傷する威力があるということ、これは社会の安全にとってきわめて危険なことであり、なおかつこれが自由に販売されるという

ことは、社会の安全対策から見ても、あるいは治安維持の問題から見てもきわめて重要な問題だと考えます。

現在はこの安全についての国民の意識は大変神経質なほど高く、たとえば震災などの場合に、石油ストーブがもし倒れて火災が起る、そういうことを防ぐために、そういう石油ストーブさえ対震自動消火装置をつけることが義務づけられているわけですね。こういう状況の中で、生命の殺傷力のある改造玩具モデルガンが何らの規制も受けずに野放し状態にされているということは、まことに遺憾なことだと思います。

第二番目に、もともとこの法の規制といいますが、業者の自主規制をとることが最もこのモデルガンの改造を防ぐ目的にかなうことだと思えます。また業者の自主規制によって改造を、阻止することが望ましいわけであり、ところが、現在には業者の自主規制によることはきわめてむずかしいとされております。すでにモデルガンの自主規制は昭和四十九年モデルガン業者の組合によって申し合わせがなされておりますが、しかし、五十年十一月以降の実施段階に入って、組合員以外の業者によってより精巧な改造モデルガンが出回っているという状態でありまして、モデルガンのような、互いに競争が激しく、しかも弱小あるいは中小企業のようなところで競争されている商品の場合には、こういう傾向が一層助長されることになると思えます。

第三番目に、モデルガンに対する考え方でございますが、モデルガンは、もともとモデルガンに限らず、こういう模型は本物に近いものが最もいいわけであり、消費者はほとんど本物に近いものを欲しますし、また、業者の方もそういう消費者の欲求に合わせて、本物そっくりのものをつくっていくのが、これが自然の勢いだと思えます。

その意味で、他の商品はともかくとして、モデルガンの場合には、より真真正正、本物の本物の拳銃に改造できるようになっていくことは大変問題だと思えます。事実、業者は競って本物に似せよう

として、きわめてほんのちよつとした改造で弾が出るようなモデルガンをつくっているわけでありますから、これをそのまま放置することは、営利のみを追求する業者はともかくとして、要するにわれわれ一般国民の場合には、はなはだもつて困ることであります。

第四番目に、モデルガンを持つことは一つの趣味であつて、個人の趣味を法によつて規制するということはどうかという意見があります。まあこの考え方も基本的には正しいと思いますが、問題は、要するに趣味であつても人を殺傷できるような武器になり得るもの、そういうものが趣味であるからといつて所持することを許されるかどうかという問題です。それにモデルガンをもつてあそぶことは、改造されるモデルガンの場合、火薬あるいは花火などの火薬を集めて、そしてこれに充てんしまして音を出すというようなことをやつておられますが、この花火の取り扱いなどについても、使用者は余り知識がないので、そういうことから、ガンをもつてあそぶ人それ自身が、本人それ自身ががけをするという事例もあつたり、あるいはそういう可能性も現に見られるわけでありまして、そういうことを考えますと、モデルガンをもつてあそぶ本人並びにあるいはそれによつて他人に何らかの危害を及ぼす可能性のあるものを、これを趣味を優先させて取り締まらないということは、いかに趣味の問題が個人の自由の問題であるにいたしましても、趣味をこういう場合には優先させるべきではなく、当然人命の安全、公共の安全が優先されるべきものと考えます。

第五番目に、モデルガンと青少年の関係を申し述べたいと思います。おもちゃが子供のいろんな人間性の開発にとつて大事なことは、児童心理学、発達心理学でよく言われております。おもちゃが、たとえば発達心理学の面から見ると、人間はごっこ遊びをすることによつて社会性を身につけるとか、あるいは交友関係を身につけていくとか、あるいはおもちゃを使うことによつて想像性を開発するとか、いろんな有益な面がたくさん

あるわけでありまして。ただ、小学校低学年までのごっこ遊びというものに使われるおもちゃは、必ずしもそのものと同じものでなくてもいいわけでありまして。つまり、これは想像性の豊かな時代の子供でありまして、自分の想像性でいろいろなるものを補つて遊べるわけでありまして、拳銃遊びにしましても、これが拳銃であるということが自分でわかれば、想像すればそれでできるようなものが多いわけですから、もちろん本物に近いものであればそれにこしたことはありません。しかし幼児までの低学年以下の場合のおもちゃは、実はただいま私が申し上げましたように、想像性によつて補えるものが多いのでありますから、それほど高価なものも要らなければ正確なものも要らないわけです。

ところが、その子が小学校の五、六年といった上学年あるいはそれ以上になりますと、おもちゃの性質は変わつてくるといふことが、おもちゃは探検時代であるとか、それも言われまして、いろいろな、たとえば拳銃のようなものを持つて冒険遊びをするとか、そういうことによつて男性的な性格がつくられるとか、まあいろんな説もございましてけれども、しかしその反面、小学校上学年あるいは中学、高校生ぐらいになりますと、弾の出るピストルを持ちますと、拳銃を持ちますと、これは撃つてみたくなるといふような面もありまして、これは刀剣の場合も同じだと思ひます。まずそういうことで、発達上おもちゃが子供にとつて大切であることは確かなんです、しかし改造モデルガンのような場合には、そのときの状況によりまして、子供の性質とか性格とか、その子供の置かれてある状況によりまして、これを試してみるとかあるいは試したくなるとか、あるいはそれによつて危害が起るというようなことが起り得るわけでありまして。こういうことで、本物に似過ぎていてためにいろいろな弊害を生むということが小学校上学年並びに中学、高校時代になると出てくると思ひます。

こういうことから考えまして、実際に私たちの周りにおります父兄——父兄と申しますか、子供の親、婦人団体、それから有識者、そういう方々の意見もある程度私は調査してみました。おもちゃについての考え方は、特に婦人団体などは、いろいろな考えがありまして、たとえば現在のおもちゃは、モデルガンでなくても、スーパーマンとかそれからロケットとか、いろんなようなものが実際に空中をわずかな距離であります飛んだりいろんなことをすることからくる要するにけが、そういうものが心配される。いわんや非常に本物に近いモデルガンをもつてあそび、それによつてもし危害が起るという可能性があるならばこれは大変なことではないか。それから、拳銃遊びというやうな人間の攻撃性を助長するようなことは好ましくないという意見が大分ありました。そういう面から見まして、現在のモデルガンは、これはおもちゃではなく、すでにおもちゃの域を超えていて、好ましくない、弊害のあるものではないかという意見が聞かれます。

十分意見を尽くせませんが、まずそのような五つの点について、私はモデルガンについて私の考えを述べたわけでございますが、要するに、モデルガンは改造され得る可能性のあるものは、趣味といいたしましても、社会の安全の上から見しても、子供の発達から見しても、必ずしも——必ずしもどころではない、好ましくもないのだと思ひます。それからまた、改造しなくても、拳銃に非常に近いモデルガンは幾らでもつくれるわけでありまして、つくれないわけではない、幾らでもつくれるわけですから、どうして、ちよつと手を加えれば弾が出るような、改造され得る可能性のあるモデルガンをつくらなければならないのか、この点は私が申し上げなくても、どなたにもおわかりになることと存じます。

○委員長(高橋邦雄君) どうもありがとうございます。それでは次に村上参考人をお願いいたします。○参考人(村上重良君) 村上でございます。銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案についての参考人としての意見を申し上げます。初めに、私、参考人として意見を述べます立場についてちよつと御説明をしたいと思います。私は、日本の宗教を中心とした文化の研究であります。特に、現在の日本の社会については自分の問題として大きな関心、問題意識を抱いております。しかしながら、私はいわゆるモデルガンの愛好者ではございません。モデルガンを買ったことも、もつたことも、実は手に触れたこともない人間でありまして、そういう者が意見を述べるということは、一般に愛好者、ファンといひますのはどうしてもエゴイズムのようなものが働いたり、偏つた感じ方をするのでないかと思われがちであると思ひますが、私は、そういう意味でまさに意見を述べるにはごく一般の人間としてこの問題を考えることができるというふうに考えてお引き受けしたわけでございます。さて、資料を拝見いたしますと、この法案の改正正につきましては、幾つか改正点がありますけれども、特に重点になつておりますのは、二十二条の三項と、三十二条の三項にございまして、販売目的の模擬銃器の所持の禁止並びにそれに伴う罰則というところでございまして。私はこの改正につきましては反対であります。この改正の理由といたしましては、条文を拝見いたしますと、これは、つまるところ、模擬銃器いわゆるモデルガンの取り締まりの強化であるといふことは疑いないというふうに思ひます。そして、その強化の理由といたしましては、第一には、暴力団等による改造モデルガンの使用があるといふこと、それから付随的には、青少年の教育上好ましくない、これは直接は述べておられませ

んけれどもそういうニュアンスがあるようでございますが、私は法改正の主要な理由となっております改造モデルガンという問題にしばって反対の理由を申し上げたいというふうに思っています。

さて、私がこの問題に反対いたしますのは、大きく言ひまして三つの理由がございます。第一の理由は、この改正に盛り込まれているような模範銃器、モデルガンの取り締まり強化ということには必然性がないという理由であります。それから第二は、模範銃器の安全基準を総理府令にゆだねるという改正提案でありますけれども、これは安全基準というものを拡大していくおそれをはらんでいるということが第二の反対理由であります。それから第三に、模範銃器といえどもいわゆる商品であります。そしてその製造販売というのは本来的に通産行政の問題であります。しかしながら、この改正案に見られますように、この製造販売については警察にゆだねるという発想法は、模範銃器を危険物扱いするということを意味しておりまして、私は、これは不当なことであり、反対する理由であります。

このように三つほど大きな理由がございますけれども、事をわかりよく短時間で申し上げますために、私は第一の取り締まりの強化には必然性がないのだという理由にしばって意見を述べさせていただきます。

事の本質というものを私どもは問題を扱う場合によく見据える必要があると思ひます。これは政治行政でも学問でも同じであると思ひますが、私は、そういう見方が特にこういう問題には必要である、つまり、片一方に取り締まり当局があり片一方に愛好者や業者団体があり、どうしてもエキサイトしがちな面があるように思ひます。ですから、私は、これはやはり冷静に客観的に事の本質から積み上げていかなければいけないというふうに思ひます。

まず第一に、そもそも模範銃器とは何であろうかということがございます。法律案では珍しい言葉でございますが、「模範銃器」という言葉がしば

しば出ておりますが、これはいわゆるモデルガンでありまして、その本質はおもちゃ、玩具であります。そして模範銃器というものは趣味や嗜好の対象物でございます。この点はまずはっきりとさせておく必要があります。つまり、模範銃器はいかに外見が銃器に似ていようとも、そしてその冷たい感触があり重量感があるというようなことを愛好者の方にはよく言ひますけれども、そういう感覚を与えたにしても、これは銃器ではないんです。そして、ちょうど、食堂においしそうな食べ物の見本が並んでいても、その見本を食品衛生法で扱わないのと同じように、いかに外見が似ているからといって、おもちゃはしよせんおもちゃであるからといって、おもちやはいくら取り締まり法の対象になるかどうかとも第一に私は疑問ではないかというふうに考えております。

それから第二には、これも事の本質論でありますけれども、改造とは何かということですね。つまり、モデルガンというおもちゃがある、それに手を加える、そして人を殺傷できるような銃器に変わるということが改造ということであると思ひますけれども、実は一般に漠然と考えられているように簡単に改造というものはできるものではないんです。つまり、モデルガンは本来玩具でありますから、これを実用に適する、殺傷用の武器に変えるためにはある程度の専門的な知識が要ります。それから相当の工作機械がなければできません。それから材質について、強度を備えた鋼材であるという条件が必要でございます。何でもかんでも、ちょっと手を加えれば弾丸が発射できるというような簡単なことではございません。これは、それに見合う物、あるいは違う材料を補強しながら相当な技術を駆使して初めて改造できるものであり、しかもそういう条件がそろわなければ、これは火薬を使うのですから、改造した者自身が危険なんです。暴発すれば自分がけがをしたり、一命を失うことだってある。そういうように一般に言われているような簡単なものではなくて、改造というのは相当の条件が整った上でしかできない

い困難な作業であるということがございます。

そして、しかも私はこの機会に特に賛辞を呈したいのですけれども、モデルガンの愛好者の諸団体、それから業界の皆さんは、しかもなおモデルガンが銃器の形をしているということから、実によく社会的責任を自覚しておられるというふうに思ひます。つまり、皆様方もお聞き及びのようになり、積年にわたって自主規制という努力を重ねております。そしてそれは、いま言ひましたような改造ということができないようにするための非常にまじめな努力でありまして、これを決して過小評価したり、軽視したりしてはいけないと思うのです。これは、愛好者たちが自分たちの趣味を守ろうという自覚に立つて真剣に努力されたことでは公平に見て、まず大部分の場合、市販されているモデルガンというものは改造はできないのです。改造不可能なところまでできております。そして巷間伝えられますような改造銃の使用事件というのは、量的に言えばまさに九牛の一毛、ごく例外的なケースにしか過ぎないということを御記憶いただきたいのでございます。

そして、なお申し上げますれば、万一これを改造するということが行われたとしても、これは模範銃器、おもちゃの改造というふうにとらえるべきではなくて、非合法な、法律案で言えば密造銃の銃器製造でありまして、これ自身が犯罪行為であって、そして改造したものはすでに模範銃器ではなくて殺傷能力を持つ銃器なんです。ですから、改造という行為、改造された銃器、これは現行法で十分取り締まれるわけでありまして、その場合といえども、模範銃器というものは密造銃器をつくる材料の一部分に過ぎないんだと、そうとらえることが正確であり、かつ公平ではないかというふうに思ひます。

そして私は、この問題は一見玩具を対象にしかかかわることのように、ファンや業界だけに思われがちでありますけれども、実はかなり深くかつ

大きな問題をはらんでいるのではないかとというふうに考えます。それはどういふことかと申し上げますと、事は民主主義と基本的人権にかかわるのでございます。と申しますのは、私がこの問題の参考人をお引き受けて、いろいろと資料をばぐって勉強しておりますうちに非常に強く感じましたことは、これは私が自分の専門領域である宗教の問題、信教の自由ですね。この問題とよく似ているというところをつくづく感じたのです。と申しますのは、日本国におきましては信教の自由というものは無条件で保障されておりますが、その基本的な考え方は、信仰というものは個人の国民一人一人の良心にゆだねられるべき問題であって、これは国家権力が介入すべきではないと、そういう基本的な考え方があるのです。これをたとえ、アメリカの憲法では法の支配の原理というふうに呼んでおります。ルール・オブ・ローと申します

が、つまり法というものが支配できる領域には限界があるのだ、つまり個人の良心に属することとか肉面的な事柄というものは法の支配が及ばないのだというのがアメリカ的な人権感覚からきている法理論だと思ひますが、日本国憲法の場合にも、ほぼ似たような発想法から信教の自由を保障していると考えられます。つまり、多数決で、何々教は好ましい、何々教はだめだというふうなことを多数決で決めようがないんですね。多数決——少数だからといってその信仰というものをあげつらって優秀正邪を言うなんてとんでもないことで、それはその人自身の固有の権利であり、自由なんです。それと同じように、人間の肉面に属する趣味や嗜好の問題というのは、たとえある人は原色の赤や黄色が好きだ、ある人は中間色の紫が好きだ、十人十色と申しますけれども、みんなそういう趣味、嗜好は違うのです。そして、私は冒頭に申し上げましたように、至って平和な人間でありまして、どうもああいう銃器というものはあんまりいい気持ちはしないんですね。モデルガンといえどもですね。どうもこれはあんまりいい気持ちはしませんけれども、ただそれが

好きだという人がいることは事実であり、それはとやかく言おうとは思わないのです。それは尊重しなければいけない。まして、そういうことに法が介入するとか、危険物とみなして取り締まるとか、そういう発想法そのものが私は望ましくな

い。民主主義の前進のためにはそういうことは考え直さなければいけないのではないかと。たとえば国民主権でありますから、取り締まる警察、国家当局と、取り締まられる国民とは本来対等のはずなんですけれども、現実には取り締まる方がどう

しても強くなりませんか。そこにはやはり力というものが伴うからどうしてもそれは強くなり力がある。逆に言えば、それを拡大するのはなくて、法律をどんどんふやしていつて片端から取り締まればいんだという短絡的なことではないかと思うんです。これはむしろ国民が自分で判断して、自分の私的な領域に属する内面の事柄についてはなるべく国家が介入しない、法も触れない、そういうことが望ましいのであって、その逆をいくようなことは慎むべきであるし、また必要のないような改訂、取り締まり強化というものは、ことさらにしなければならぬ必然性がない。必然性のないものを強行するということには、私は反対なわけでございます。

それからなお、付随いたしまして、青少年の教育に好ましくない影響があるという御意見も、提案理由の中に隠していると申しますか、ときどき見えるように感ずるわけでございますけれども、こういう問題も、おもちゃのモデルガンを手にしたから人間攻撃的になるのか、これはやはりいろいろな見解があると思うのです。むしろそういうものを通じてストレスを解消させて平和な人間になるという可能性だって心理学的にあるのではないかと。これも考えますし、ましてや、そういういろいろならえ方が可能な問題に法が介入する、法でもって危険物と決めつける、悪影響があると決めつける、そういうようなことは、私はむしろ避けるべく努力されるのが、国会の、国民を代表される国会というものの良識であり、とるべき態度ではないかというふうに考える次第でございます。

以上、意見を尽くしませんが、私の反対意見を申し上げます。

○委員長(高橋邦雄君) どうもありがとうございます。それでは次に、吉川参考人をお願いいたします。

○参考人(吉川経夫君) 吉川でございます。

今回の改正案の要点は、申し上げるまでもなく模擬銃器なるものの販売目的をもつてする所持の規制規定を新たに設けるといふことと、さらに銃刀法違反の罪の法定刑の全面的な引き上げという、この二点に大別することができると存じます。それそれにつきまして、刑法学を専攻している者の立場から私見を述べてみたいと存じます。何分にも本日参考人として出席するようにという御委嘱を受けてからわずかの日しかございませんで、十分、特にこの銃刀法といふかなり複雑な特別取り締まり規定について全面的に勉強する暇がございせんのでしたので、あるいは準備不十分で御迷惑をおかけする点があるかもしれないが、あらかじめお断りしておきたいと思

います。まず第一点の、模擬銃器に対する新たな規制規定についてでございます。私も、ただいま両参考人の方が述べられましたように、平穩で秩序のある生活、社会生活が保たれるといふことは大変重要な法益であるといふふうに考えており、心からそれを熱望するものであります。したがういまして、今回このような、もし改造拳銃等によって著しく社会不安が造成される、あるいは善良な市民の生命身体等に危害が及ぶ状況があると、そのために何らかの取り締まりの必要があるという目的で、実は私も、ただいま村上参考人がおっしゃいましたように、モデルガンについては一向に趣味はございせんので、いままで見えたこともございせんのでした。でも、今回ここに出てまいります

のについて、全然知らないというものはなほだ申しわけない。二、三種類取り寄せてきわめてみたのですけれども、こういうものに多くの方が熱中されるという理由がどうもわからなかった。私自身、もちろんさらに本物のピストルというものにさわたったこともございせんので、あるいはその構造の類似点とか等についてこれから細かいことを申し上げるつもりは毛頭ございせん。もっぱら法律的新見地から意見を述べてみたいと思

います。まず第一点として問題にいたしたいのは、模擬拳銃、今回の二十二条の三の第一項として新たにその概念が導入されようとしている「模擬銃器」なるものと、すでに現行法において、昭和四十六年の確か改正規定によつてだと思ひますけれども、二十二条の二として挿入されております「模造けん銃」との関係がどういふことになるのかというところでございまして。両者の関係について、私何回か法文それから総理府令を讀んでみましたけれども、必ずしも明確ではない。二十二条の二で規制の対象になっております「模造けん銃」と申しますと、「金属で作られ、かつ、けん銃に著しく類似する形態を有する物で総理府令で定めるもの」と。で、この総理府令の十七条の二、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則を見ますと、その政令での所定は、「銃腔に相当する部分を金属で完全に閉鎖すること」、「表面の全体を白色又は黄色とすること」、「この二つの限定が加えられております。そして、今回のいわゆる模擬拳銃は、「金属で作られ、かつ、けん銃、小銃、機関銃又は銃に類似する形態及び撃発装置に相当する装置を有する物で、銃砲に改造することが著しく困難なものとして総理府令で定めるもの以外のものをいう」と。これは原則禁止でありまして、総理府令でい

わば解除——特定の要件を設けてこの所持を解除するということにならうかと思ひますけれども、もちろんこの新設規定に言ひます「模擬銃器」は、拳銃以外のもの、ここに述べられておりますように、小銃、機関銃等も入りますので、両者は

対象が違ふということも明らかであります。

ただ、ここで一番問題になっておるようであります。この模擬銃器中の拳銃類似のもの、これを仮に模擬拳銃と呼びますが、模擬拳銃と模造拳銃とを比べて比較対比してみますと、この模擬拳銃についての、むしろ模擬銃器全般についてのその解除規定である総理府令の内容がまだ明らかにされておらず、確実なことは申し上げかねますが、どうも両者相対する部分があるのではないかと。と申しますことは、かなりの部分が現行法で取り締まり得るものではないだろうか。

しかも両者の法的な効果というものがかなり顯著に相違しております。まず、模擬拳銃は販売目的をもつてする所持のみを禁止しようとしております。これに対して、現行法にありまます模造拳銃は、輸出等の場合の特例を除きまして一切の所持が禁止されております。それだけを見ますと、むしろ模造拳銃の方が、違法性と申しますか、危険性が大きいと見ておられるように思われるわけでありまして、立案当局におきましては、しかしながら、他方翻つて法定刑の方を見てまいりますと、模造拳銃の方は、この法案三十二条の第三号によりまして、「二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金」ということになっております。これに對しまして模造拳銃の方は、今回引き上げが提案されております第三十五条によりまして、「十万円以下の罰金」で済むと。法定刑の点では非常にこの模造拳銃の方が重いといふことになっております。もちろん、模造拳銃は、今回の規制の対象とされますのは販売目的の所持という限定がございまして、したがって特殊の違法性があるとも考えられますけれども、それにしても、この両者の間には若干の混乱があると言へるのではないでしようか。

もちろん、原案作成を担当された方々は両者をはっきりと区別しておられる、また明確な御説明が恐らくこの委員会であつたのかも存じませんが、少なくとも一般国民にとっては、私も専門家のはしこれのつもりでおりますけれども、どうも

かし、自由刑の引き上げあるいはまた現行法で選択刑としての罰金刑が規定されているものを改正案で削除しようとしている規定、たとえば第三十一条などがそれでございますが、これにはかなり刑とものつり合いもさることながら、他の同種の犯罪の問題があるのではなからうか。他の同種の犯罪の刑とのつり合いもさることながら、これはたしかに何か御趣旨を伺いますと、たとえば、麻薬取締法等の規制とどうもそろえたのだということでございますが、大抵こういう場合には上の方に、上へならえするわけでございます。ただ、他の特別法との比較もさることながら、基本法である刑法とのつり合いということも十分考えておく必要があると思います。

本来的に申しまして、拳銃等の所持自体が直ちに犯罪となるといいますか、直ちに危険である、実害を生ずるというわけではございません。これは外国等では、さつきも申しましたように、こういう種類のものの所持等が禁止されていない。それどころか、アメリカなどでは、修正憲法によつてむしろ国民の基本的人權の一つとされている。このことは現代には非常に問題だろうと思ひますけれども、そういう法制があることから明らかに

であります。

問題になりますのは、これらが殺人とか、傷害、その他の凶悪の犯罪の用に供される点にあると言わなければならないと思います。所持は、いわばこうした殺人、その他の凶悪犯の予備的な行為、予備準備に供するような行為という評価をなまし得ようかと思ひます。ところで刑法におきましては、予備を罰することはきわめて例外でございまして、殺人等の予備でさえも、刑法二百一条では二年以下の懲役をもつて処罰しているにすぎない。ところが今回の改正案で見ますと、たとえば、拳銃等の不法所持は現行法ですでに五年以下の懲役または二十万円以下という罰金刑の選択も認められておりますが、三十一条の二ですか、案ではそれが一挙に十年以下の懲役あるいは百万円以下の罰金というふうに引き上げられようとしております。十年の懲役と申しますと、刑法犯とし

でもかなり重いものでございます。本質的に実害を生ずる前段階行為に対するものとしては、この一例をとってみてもかなり重きに失しているのではなからうか。これを見ますと、どうも刑法の処罰規定というのは色あせて見えるときえ言わなければならぬのではなからうか。

こういう規定がこのような形で次々と特別法だからということでは法定刑の上限が引き上げられまうと、またこれは他の特別法にも波及するということさえ考えられないわけではない。そういったしますと、たとえば、これに比べると現行刑法はいぶん低いじゃないか。そうすると、いま御承知の刑法改正案がございまして、私自身はこの方向に反対しておりますけれども、その反対理由の一つに、刑法改正案の現在の法務省の法制審議会が答申されました刑法作成案による重罰化傾向というものを挙げておられますけれども、どうもほかのすでに特別法ではこの程度まで罰しているのだから、現行刑法では経過措置で、あの改正草案の重罰規定、これは決して重罰をもって目するに当たらないのではないか。刑法改正案をジャスディファイする一つの論拠にもなりはしないかということをおそれるわけでありまして。

そういう意味におきまして、私は第一点につきましては構成要件上かなり疑義がある。それから第二点の法定刑の引き上げにつきましてはこれは反対である、こういうふうに申し述べたいと思います。

以上で終わります。

○委員長(高橋邦雄君) どうもありがとうございます。

以上で参考人の方々の御意見の陳述を終わりました。

それでは、これより参考人の方々に對する質疑に入ります。

質疑をやっていないわけではございまして、これから若干の時間を持つわけではございますが、どうも先生方のお話を聞いても非常にむずかしい問題を持った法改正である。国民の皆さんに過ちのないような方向でやっていかねばならぬと思つて、慎重に考えたいと思つております。

島田先生から先ほど自主規制の問題が出たわけではございますが、御三人の先生方に、私どもの考えの中心なんですから、自動車も凶器になりまして、非常に傷害事故を起こして、殺人というふうなことになるような傾向が百二十万人くらいあったわけではございますが、非常に全般的な国民の協力と、ことに警察当局の努力というものが大変大きかったと、私は交通安全特別委員長なんかやっておったものですから、非常に感心する面もあるんですけれども、そういう努力によりまして、大体百二十万ありましたものが、昨年、おとしあたりに、六十万、半分に減つたわけでありまして、人が死ぬという交通事故が、現在のところ、また五十年計画をつくりまして、これを半分に減らそう、三十万に減らそうというふうなことをやっているわけではございますが、私はどうもこの六十万から三十万に減らすということは、単なる警察官の取り締まりの強化、そういうことだけでは半分は減らすことというのは至難ではなからうか。要は、やっぱり国民全体が交通事故という問題に関心をもち、全国民がやっぱりそのことに、より人命の尊重というふうなことに徹していかないと、この三十万に減らすという道の道は、取り締まりだけでは困難ではなからうかというふうな考え方を持たせられておたわけではございますが、今回のこのモデル拳銃を改造する者、こういう立場を考えますと、やはりおもちやそれ自体が問題ではなくて、これを改造する方がいらつしやるということではございますから、この方の取り締まりというものは、現警察官の力をもってしてはなかなか容易ではないというふうな御答弁をいただいております。密輸入の真正銃なども相当の数に上る、これを税関でチェック

することもなかなか困難である。この辺になつてきますと、どうしても日本人自体をそういう改造をしない人間にせねばならぬし、そういうふうなおもちやが凶器化するような方向に持つていかないうふうな日本人全体の課題というふうなものになつてくるのではなからうか。何か交通事故の問題と同じような、国民一人一人が安全で平和な社会を維持していこうというふうな方向での、警察よりは教育の問題として出てくるような問題が多いのではないだろうか。そういうところまで来ているのではなからうか。そうでなければ、だんだんだんだんやつていくうちに、ここにある灰ざらも凶器だ、これも持つことができないと。やっぱり国民全体のあり方というものがそうなつてきますと、ますます細かくやつていくと、しまいにはそういうことにもなる。現在は角棒を持つて歩くのは軽犯罪にひつかかつておりますし、鉄パイプを持つて歩いて集団をつくる者も、これは軽犯罪でひつかかるようになっております。たまたまそのそばに立つておりました、これを持つてくれと言われて持たせられると、取り締まりの対象にその人間はなるということではございまいしょうから、だんだんだんだんそうなつていく。

だから取り締まりというものを強化するだけではなくて、国民自体ということになりますと、自主規制の問題というものを非常に大事にすべきではないかというふうな私に考えておたわけでありまして、業者の皆さん方、いままで大分御努力なすつて、五十一年から自主規制がいろいろな意味で強化されておる。SM II というようなモデルマークのついたものは改造は絶対できないというふうなことを警察当局の方からも聞いておるわけでありまして、この自主規制ということ、先ほど、なかなか過当競争、中小企業の零細の中では容易ではないんだ、この自主規制に不安が残るといふお話しもそのとおりかと承つたわけではございませうけれども、何とかこの法改正以前に、この自主規制というふうなものでしようとしたようなことがないような方向にいくことが望ましいのではないかと

というふうに私は考えておるものでございませうけれども、御三人の先生から、自主規制でこれやつていくというふうな問題についての困難な点や、それではまずいというふうな点がありましたら、ひとつ御賛成であつたら御賛成の御意見を承りたいと思つておるわけではございませう。

○参考人(島田一男君) ちょっと私かぜを引いておりました、声がなかなか出ないものですから、お聞きにくい点があるかと思ひます。

自主規制の問題は、私も本質的にはやはり業者の方が組合をつくつて、あるいは組合をつくつてない人の場合も、事は要するに人命それから安全に關することではございませうので、ぜひこれは自主規制でいくのが最もいいと思ひます。ただそれが現実には、要するに組合員は自主規制をずっと守つておる、しかしいまお話も出ましたように、なかなかむずかしい立場の商品であり、あるいは業者であるらしくて、アウトサイダー的な業者の方が要するに改造されやすいモデルガンをつくつて、それが暴力団とかそういうところに流れるというところなんですね。それはなかなか自主規制では取り締まれないというのが現状ではないでしょうか。

それから、先ほどお話が出ましたが、これは趣味の問題で、要するにマニアとかこういうものはほんのごく一部分だ、国民のごく一部分だということになつてはいるのですが、それはそのとおりだと思ひます。私もそう思ひます。すべてマニアというものはそういうものだと思ひます。ただ、昨年、五十一年度に押収された拳銃の統計を見ますと、千五百九十九押収されているのですが、その中の千二百七丁が改造拳銃なんですね。そうすると、これは押収された拳銃の中の千二百七丁というの、私はやっぱり大変な数だと思ひます。大した数ではないとは思ひません。

それから、やはり人命に關することでは、車の場合もすべてこれは凶器だと言えは凶器です。しかし車は交通機関でございまして、拳銃というのはやはり身を守りあるいは人を殺傷する武器なん

ですね、もともと。ですから、そういうものとやはり自動車、交通機関による事故死というものは、私は一応区別して考えております。やはり銃銃は武器だと思ひます。

そういうことから、私は現実的に自主規制ができるなら、これはこれにこしたことはありせん。そういうことができる知恵や工夫、それから努力、こういうことが実れば、私は大変それが本当だと思ひますけれども、現実にはいま申し上げましたとおり、なかなか困難ではないかと思ひます。

それから、先ほどの御意見もありましたように、日本の国は大変自由で安全な国で、要するにこれはやはり銃銃を持っていないために安全がかなり保障されているわけです。しかし、次第次第にアメリカナイズされたりいろんなことをしまして、いろんな影響で銃銃を使うとかそういう者がふえてきます、これは警察官も銃銃を使い、暴力団は特殊な団体だと言ひますけれども、こういうものも銃銃を使うというふうなことになるます、これは大変なことだと思ひます。よく事件が起こったとき、凶悪人は撃ち殺してもいいじゃないかという意見もありますけれども、もし警察官がそういうことをやったら、警察官が撃つならこつちも撃つということではエスカレートしていつて、日本の国は本当に、外国並みと言へば大変な事がありますけれども、要するに現在保たれている比較的安全なものが私は失われていく可能性があるんじゃないか。私は少しでも、そういうあるものはもちろん教育によつてもやらなければいけませんけれども、やはり現実的な意味で、何らかの歯どめをしなければいけないというふうに考えます。

○参考人(村上重良君) 自主規制の問題について意見を申し上げます。

先刻も発言いたしました、モデルガンというものとは本来愛好者を対象に業者が製造販売しているわけでございます、この愛好者の圧倒的多数は、何ら改造したり、人を殺傷するものにつくり

変えようというふうなことは望んでおりませんし、また、そういう発想で愛玩しているのではないというところはもう疑いなく思ひます。ですから問題は、改造する不心得な悪人があると、そしてそれが暴力団等によつて用いられるというところが現実としてはあるのですね、そうすると、一番問題は、そういうような条件を悪人に与えないために業者と愛好者が協力していままで努力してきたと。そしてそれについては警察を初め行政指導もかなり詳しくあったようございまして、それはすでに一つのルールとしてS mマークつきのモデルガンですべてを覆つていくということでは着々と成果を上げて現在まで来ているわけございまして、この自主規制の方向がさらに推し進められることで、可能な限りそういう改造の条件というものをつぶしていくということは大いに望ましいことであるし、また可能であろうというふう

に思ひます。そして改造という行為、これはもうすでに犯罪であらうと思ひますし、それから改造されてでか上がつたものは、先刻申しましたように、すでに銃銃器なのでございまして、これはもうモデルガンではないわけございまして、そういうものを減らしていく。そして現在でもモデルガンのファンは一口に百万と称されておりますし、それから何か年間のモデルガンの製造も五十万とか六十万と書いた資料があるくらいでございまして、大変膨大な数が出てくることは事実でございまして、改造モデルガン、確かにそれだけを取り出せばこんなにあるじゃないかということも言えるわけございまして、微々たる比率であることもまた数字的には事実であらうと思ひます。結論的には、私は従来進めてこられた業界並びに愛好者団体による自主規制の運動というものが、行政指導とよく話し合いながら強化されていくことが一番望ましいというふうに思ひます。

○参考人(吉川経夫君) 先ほどからお話のように、権力による取り締まり、ことに刑罰法規をもつてする取り締まりよりも自主規制の方が完全に行われるならば好ましいというところは、これはい

まさら申し上げるまでもございせん。問題は改造の難易ということございせんが、先ほど申しましたように、私自身モデルガンというものをこの間、二、三日前初めて見ただけのことで、い

わんやこの改造に関するテクニカルな知識を何ら持ち合わせておりませんので、果たして現行法のままでプラス自主規制でできないものかどうかというところについて、的確な御意見を申し上げる資格はございせんけれども、すでに法二十二条の二、それに府令によつて、特に十七条の二の第二号の、表面を白や黄色にすると、これは何か素人考

えでもわりあい簡単に本物らしく見せることはできるかもしれないが、ここで問題になつてゐるのは、一号で、何か金属で完全に銃腔の部分を開塞すると、しかもそれが行政指導あるいは自主規制等で、容易に改造できないような特殊金属を用いなければならぬというふうな、あるいは現に用いているというふうな何一つありませんので、果たしてこれで取り締まれないものかどうかというところについて、つまり今回のような二十二条の三のようなものをしなければどうしてもいけないのかというところについて、私はどうも非常に知識不足でわからないわけございせん。

それから一点、さっきの凶器の点でございせんが、凶器というのは確かに非常に広がりやすい概念でございまして、よく灰皿もとかコップでもという議論がかなり極端なことを論ずる場合には問題にされますけれども、これについては、やはり、一応用法上の凶器につきましても、最高裁の判例等で、社会通念上一見して人に危険の念を与えるものというふうな程度の歯どめがなされておりました、いわんやこの模造モデルガンとかあるいは小銃というものは、それ自体がまさに人を殺傷するためにつくられたものでございまして、この場合、この銃銃等を問題にする場合に、凶器概念が広がり過ぎるということを直ちにこの問題にするのは当を得ないと思ひます。

○小山一平君 先ほど村上先生の御意見の中に、改造はすなわち密造であると、こういう御意見がございまして。私もそのように思ひます。大変高度な技術が必要だし、強固な材質の選択も必要であるし、大変むずかしい作業でございまして、そしてこの改造、すなわち密造に類する行為というものは、そもそも重大な犯罪を構成しているわけですから、改造をする人は承知の上で犯罪を犯すわけですね。そういうことになつてくると、改造すべきモデルガンがなくなつても、改造するだけの技術と知識があれば、しかも、あえて犯罪と承知でそれをやろうとする人がいるとすれば、この法律改正によつてその行為をチェックすることは大変むずかしい、私はそういうふう

見でございまして、私も同感でございます。

○参考人(島田一男君) 確かにモデルガンは改造されたいものは玩具でございまして、私はその模造銃でですね、この改造されたいものを持つていことに別に反対でも何でもないわけですね。それからマニアがそういう非常に本物に似たものを集められるというの私も大賛成だと思っております。ただ、教育上の問題については、これは必ずしも私の意見というばかりじゃございせん、いろいろな団体の意見なわけですね。それから私は、大体おもちゃの、たぐいまおっしゃいました、が、戦車でも銃銃でも飛行機でもみな同じものじゃないかと、私もそう思いますので、私も、スパーガンがちょっと危ないおもちゃなんだが、その宣伝文を書いたこともございまして。ですから、必ずしもこれが全部銃銃に似ているからだめだなどとは申しませんし、現にそのモデルガンのことを言っているわけじゃないですね。これは改造され得る可能性の危険性を言っているわけでございます。

それから、教育上の問題は、先ほど村上参考人からも出ましたが、たとえばこれとは話が違いますが、テレビのちよと桃色番組、ポルノ風の番組と申しますか、ああいうものが非常に多いんですけれども、あれを子供が見てどうかというふうな話もあるですね。ところが、特に年ごろの子供なんか見てどうかという話もあるんですが、あれも心理学上いろいろ説がありまして、あれはそんなに目くらまら立ってないで見た方がいい、その方が欲求不満が解消されていいんだという説もあるわけなんです。逆に欲求不満が解消されるという説もあれば、そうじゃなくて、やはり状況によっては、ああいうものを見てるとどうもやはり何となくおかしくなってきたり非行につながる面も出てくるんだというところもございまして、なかなかこれは一定の説はないのですが、ただ、こういうことは言えると思えますね。要するに社会的影響ですね。余りにもテレビとかマスコミ関係とか、そういうものが感情的なものを放映したり

いろいろなことをしますと、子供のときからそれを見ていて観察学習をするわけですね。知らず知らずのうちに観察学習の効果が悪い面に出てくる可能性はあるというところは最近言われております。その程度でございまして。ですから、拳銃の問題もそうなんです、子供に与える影響が非常に大きいというの、テレビとかいろんなもので殺人場面とかいろんなものが出てきますね。そういうものがやはり観察学習によって強化されます、心理学用語で言いますとね。そして何か非行傾向があるとか、性格的に異常があるとか、そういうものは結びつきやすい、凶器になりやすいということはあると思えます。

○井上吉夫君 主として村上参考人に御意見をちょうだいしたいと思うのですが、村上参考人のお話は、主として今回の取り締まり強化に必然性がないというところを中心としていろいろお述べいただきました。その中で、九牛の一毛程度であるというふうなことを述べられたわけですが、私も、確かに私も、法律というものは余り厳しくして、あれもこれもというところで取り締まりを強化するといふ方向だけを求めるべきではなくて、これは自主規制をやつていき、みんなが社会の秩序なり、あるいは安寧なりということにお互いに努力し合うというところが一番大事で、終局的にはそのことがきちんとならない限り、どんなに法律が厳しくなつてもいせん問題は最終的に解決できるものではないという考え方には私も同じように考えています。

ただ、現実の問題として、先ほど島田参考人からもちよと述べられましたけれども、また政府側からのいままでの、きょう以前の委員会の場でしばしば説明があったわけですが、現実にかなりな数の殺傷事件があったというところであります。それが、まあ改造されなければ危険がないということももちろんですけれども、一番問題は、改造されやすいというそういう種類のものとしてつくらなかならないかどうか。改造されやすいしろものでありますと、それが一般的愛好者という

ものにとつては単にこれはながめて楽しむというところでしょうけれども、現実の問題として、特に暴力団等が改造拳銃として殺傷の道具に使っているという、そういうものが現にある。現行法をもつてして一生懸命行政指導もし、取り締まりも一生懸命やつていこう、現行法に基づいてやつていこうとしてもなおかつ問題が残っているという状況にあるだけに、これは愛好者、マニアという人たちは、とりわけ良心的なマニアの方々にいってはみずから改造しようなんという方はおられないし、そしてこのことが危険を及ぼすということはないけれども、問題は、そういう事例が発生しているというところになりますと、そのモデルガン自体に、改造がしにくい、改造をしても人を殺傷する道具として使われないという、そういう歯どめを最小限にかけろというところが必要ではないかと私は考えるわけですね。そうしてしかも一方では、愛好者に与りまして、その嗜好なり趣味なりというものを制約をできるだけ少なくするといふようなことをもつて、愛好者なりあるいは製造業者という方々の立場というものを保護しながら、一方で社会の秩序を破壊するようなモデルガンというものを歯どめをかけていくという、そういうことに必要な限界が新しい立法であるとするならば、これは当然に私は、現在出ているのがまだ数の面でそうばらばらな数でないにしても、このことについては島田参考人にも後段についてはお聞きしたいんです。

私も、商品というのはだんだん本物に近いほど売れ行きがよくなる、だんだんそういうものを求めていく。そういう嗜好なり消費の動向を考えると、当然製造業者というものはより近いもの、そして法律の歯どめの範囲であるならば最も本物に近いものをつくりたい。まして、組合を構成してその中で良心的に自主規制をしているという人たちがについては大して問題がなかったかもしれないけれども、いわゆるアウトサイダーという人たちが

がもつと本物に近いものをつくりまして、当然そつちの方の売れ行きがよくなるから、次第に組合員の人も改造可能なような本物に近いものをつくりたいという、そういう動向がこれはもうとめられない趨勢になつていくことではないかと、こういう意味のことを島田参考人もおっしゃつたんですけれども、私もどうもそういう気がしてならないわけですが、その辺についての御見解を、後段については島田参考人からさらに補足いただければありがたいと思つております。

○参考人(村上天良君) 改造できないような努力という点の御意見でございますけれども、業者団体、それから愛好者団体からいろいろ伺つておりますと、実にここ数年、警察当局あるいは政府当局と詳しい話し合いを業界では重ねられて、絶対改造できないと言われる、S mのI、S mのIIまであるようございまして、それを開発するために一億円近い研究投資をしたということでございます。ですから、業界としての真剣な努力は認められてよいのではないかと思います。そして現時点では、これは先刻も申しましたけれども、改造不能、こういうことは特殊合金を銃腔に詰めてしまつて、充て込んでしまつていふようなこととか、撃発装置をきかなくするとか、いろいろあるようございましてけれども、それは業界団体では実によく行政指導の意向を尊重しておられるように思ひます。ですから、現在製造されております圧倒的なものは改造は不可能なはずでございまして、そのアウトサイダーがあるというお話でございますが、確かに絶無とは申しませんが、こういう存在というのは次第にその活動の余地を狭められてきております。また愛好者の方々に伺いまして、改造できるかできないかということと本物に似ているか似ていないかというところは、ちよと、何といひますか、感覚的には別のことのようなんです。別に改造が目的でないわけなんですから、それが直らなくても、外見、量感、重量感といひますか、手ざわり、そういうようなものの方がむしろ本命のようございまして、です

から私は、そういう例外的なことをもってモデルガンすべてが危険物視されるということがむしろ大問題であるというふうな発想をするわけでございまして、一般に暴力団の銃器ということであれば、もちろん改造銃を振り回すなどということとは許せないことでございますが、それと同時に、密輸の銃器とか密造の銃器というものもやっぱり悪い作用を、社会に害悪を及ぼしているわけでございまして、そういうものは総合的に現行法の活用で十分に取り締まっていけるし、またやっていただきたいと思います。以上です。

○参考人(島田一男君) まあ、私もいま村上参考人のおっしゃいましたように、S mとかそういうことについてはとやかく言っているわけじゃありません。

それから、販売の目的がなければ銃器を持っているのは何でもないことだと思えます。ただ、異常状態になるかどうかということが問題なんです。要するに、本物に似たもの——持つ方としましては重量感とか、それだけで満足しない。これはもう人間の心理というのはいささか思えますね。やっぱり、弾も入ったり、出なくても、何かそういう本物に近いものの方がこれはだれだって欲しいわけですね。それから、また現にそういうものを売れば売れるわけですね。だから、売れるからつくるわけで、これはあたりまえのことでございます。しかし、そういうものがエスカレートしてきますと、要するに正常なマニアが犠牲になるということは確かに言えると思えます。ただ、現状ではどうも問題になっているのは、だんだんつまり本物に近いものが出回っている。それから、密造であるかどうかというところは私は専門家でないからわかりませんが、ただ、本物に近いということですね、ちよつとやれば改造できるというものは、やはり心理的にそれを撃つてみたいとか穴をあけて本物と同じものにしたいという心理的誘惑性が非常に強くなるわけなんです。これはほかの本能についても同じだと思えますね。だから、そういう心理的な誘惑性を引き起こすような改造ガンというのは私は絶対いかに思っています。

それから、法律のことで、事は基本的人権に関することでございまして、法律を拡大して細かに波及していくというのは私も反対です。ただ、そういうふうになるかどうかかわかりませんが、こういう世の中ですから、できるだけ法律もいまは歯どめをするけれども、よくなったならそれを縮小していくのも一つや二つはつくっていただきたいですね。将来は、しかし、現実にはそれはできない。法律というものはいつまでもずっと拡大するものかどうか、それは私は非常に疑問なんです。これはしかし私は法律も知りませんし、法律も何にもわかりません。常識から言うところのいうふうに考えております。

○井上吉夫君 村上参考人にまた念のためにですが、結局現在は業者で自主規制をやっている、そのことで大部分は十分ではないか、これ以上上乗せしてさらに規制を強化する必要はないではないか、行政指導でやっていくのではないかと御主張、御見解だと承ったわけです。問題のかぎはそこにあるわけでして、いまちよつと島田参考人の説と相対する形になったわけですが、私も、良心的な業者の大部分の方々が現行法令を守ってそして容易に改造できないモデルガンをつくらせている、そのことについては私は何ら文句を言

う筋合いもないし、それが充足されることについてさらに厳しい規制を加えなきゃならぬという、そういう議論はほとんどないという気がするわけですね。

問題は、先ほど来ちよつと島田参考人からも出ているように、数は少なくてもいわゆるアウトサイダーの人たちがより改造容易なモデルガンをつくられて、そのことがさらに現在の大部分の業者をも刺激してエキサイトしていく、エスカレートしていくという、そこらに問題がある。

で、今回の改正案も、いままでの委員会における質問をいろいろ聞いた範囲の中で、現在マニアの方々が手持ちをしておられるそのものを直ちに規制の対象にするというものではないと。そこでもって愛好者の現在の所持と現在の所持品についての愛好というものをチェックするという、そういう考え方がないということが一つあります。

それから、主としてこれから以後製造販売するという人たちが、いま申し上げましたようなより改造容易なものにだんだんエスカレートしていくという、そのことをとめなきゃならぬというように、それが考え方の基本であると受けとめるわけなんです。で、先ほど言ったように、自主規制という物の考え方がやっぱり一番望ましいということに、決して私は別な見解を持つわけじゃありませんけれども、問題は将来の社会秩序なり、こういうものがさらにエスカレートしていく場合の歯どめというものがより心配であるならば、これを規制するということを、原則的に社会の秩序自体を侵すというところに危険性がある場合に、それでもなおかつ反対だと言わなければならないと受け取つてもよろしゅうございませうか。もちろん密輸とか密造あたりは、これは厳しく取り締まらなきゃならぬというところについてはもう論を待たすまでもないことですから、そのことについては御見解をお伺いしたい。

○参考人(村上重良君) 先刻も出ておりましたけれども、日本社会は、豊臣秀吉の刀狩り、それから明治初年の廃刀令というふうな伝統もございまして、特にこの銃器というものは本当になじまない社会なんです。これは国によりましては、たとえばスイスのように、各家が小銃を備えるということが義務づけられている、実際に撃てる火器を各家が持っているわけですね。そういう社会とは大変雰囲気の違いがございまして、それだけに銃器愛好者は弱い立場にいますか、つらい思いをする面もあると思うのです。余りいい感情は持たれない、正直のところ私も余りぞつとしないわけですが、そういう弱い立場ということは大変よく自覚されていると思いますが、おわかりになっておられるし、それから、それを製造販売することとで生計を立てておられる業者も、そういう事情について決して無責任にエゴを主張するという態度はとっておられないと思うのです。そして、何かほうっておくと改造可能なものにどんどん向かっていくというふうな御印象をお持ちのように伺うのですけれども、実を言いますと、そういうことは余り可能性としても、改造できるかできないかというところにポイントを置いて製造をするというふうな発想はもともモデルガンの世界には余りないはずでございますし、それから、現実にも改造可能かどうかという一点にしばっていきま

す。その材質にせよ構造にせよ、確かによいな製作費も必要になってきますでしようし、問題は、外見が似ていて重量感とはだざわりだということは何度も申し上げておりますけれども、このまま法を改正しなければ危険な要素を持ったものにどんどん変わっていくんだというふうなことはちよつと考えられないように思います。現在の行き方でもって、業界がもう組織率も大変よろしゅうございまして、九割以上が協同組合ですか、入っておられるようでございまして、その組織率がさらに理想的に高まっていき、そして政府との、行政、警察当局との話し合いが円満に進んでいけば、その点に関しては私はことさらにこのようないきなり法改正をする必要がないという意見でございます。

○神谷信之助君 一つだけ伺います。

問題は、自主規制でそういう改造が容易な拳銃が出回らないという状態ができれば一番いいわけですね。これはまあ警察当局からの話では、アウトライダーやあるいは業者の中にも、改造可能な、自主規制がありながらも、片一方ではそういうものをつくっている業者の中にもあるんだという話をこの間なさっておるのです。これは事実かどうかというのは、われわれもう少し検討しなきゃならぬ、調べなきゃならぬと思います。したがって、現行の法体系でそういう自主規制を強化をしなからそういう改造可能な拳銃の製造を取り締まる、そういう条件はないのかどうかという点は、今後の委員会の審議を通じてだしていきたいと思うのです。まだ当委員会では、先般二時間だけ大臣に対する質問をしたばかりですから、この改正案の出されてる内容自身は細かい点がまだ明らかになっていないわけですが、したがって、そういう立場からそういうことが可能かどうかというのが一つ問題がある。

それからもう一つは、やっぱり現行法体系だけではどうにも取り締まりができないんだと、勝手なことをする業者に対する規制はできないということであれば、これは規制が必要になるということになります。ただ、その場合も、今度われわれがやっぱり非常に注意をしなきゃならぬのは、憲法十三条で、公共の福祉に反しない限りは国民の選択の自由があるわけですね。したがって、この点は厳格に、公共の福祉の内容自身は厳密に私は規定をする必要があると、戦前の例は、これがほとんどと拡大解釈をされて、国民の自由が大きく侵害をされた経験がわれわれは持っておるわけですから、したがって、この点を本当にわれわれは大事にしなきゃならぬだろう。そうしますと、今度の二十二条の三の改正は、一定の金属製であるということとか、それから撃装装置を持てるとか、著しく改造困難なものとか、一定の規制はしていますが、あとは総理府令に委任をしています。この総理府令に委任をしている内容が、現在

の法のたてまえから言って一定の制限をしているというように言えるかもしれないけれども、その内容というのは、より厳密に規制していかないとこれはぐあいが悪い内容になってくるわけですね。で、法律が成立をして、そして国会の審議を通じて、総理府令の内容は一応こういうふうなものでありますという国会答弁がありまして、それに基づいて、一たんは総理府令がそれに基づいてできたとしても、その後の事情の変化で、後は国会の審議を経ずに総理府令を行政権によって改正することができると。したがって、この点を法として法文の中でチェックをしていける、いわゆる国会の審議を得なきゃならぬ、この辺も含めて私どもいま検討しているところなんです。まあそういう点から、ひとつこれは吉川先生に、先ほどお話がありまして、総理府令にゆだねる問題については、いろいろな意見はあるけれども、時間の関係で省略をさせていただきますので、この辺についての御見解を聞きたいのと、それから島田参考人にも、そういう総理府令にゆだねるという問題についてどうお考えか、お聞かせいただきたいと思う。

私どもも婦人団体の皆さんの意見を聞きました。そうしたら、子供がそういうモデルガンを持つていられるんだというお母さんもおられました。お母さんの立場からすると、そういうお母さんは好ましくない、戦車だとか小銃なんか持たしたくないというお気持ちなんですね。だからそういう気持ちはおっしゃっていましたが、同時に総理府令にゆだねる問題について意見が聞きますと、それはやっぱりぐあいが悪いという意見も出てきています。そういう点は十分慎重に国会でも検討してもらいたいという意見が相当多く出てきています。そういう意味から、島田先生にもひとつ御見解をお聞きしたいと、こういうふうに思います。

○参考人(吉川経夫君) いまの政令と政令以下の下位法規に対する委任の問題でございますけれども、これは一般論を申し上げるまでもなく、現行憲法のもとでは、旧憲法のもとで事実上認められていたようないわゆる包括委任は許されない、その大綱自体は法律自体の中で決めておかなければならぬというところは、これは何人も異論のないところでございます。

ところで、今回のこの二十二条の三というのは通常の委任の仕方とはちょっと変わっているわけでございます。普通の場合ですと、若干要件を掲げまして、さらにその政令で定めるものをいうというわけでございますけれども、この場合は、「金属で作られ、かつ、けん銃、小銃、機関銃又は銃剣に類似する形態及び撃装装置に相当する装置を有する物」までがいわば積極的な要件でございまして、ただ、総理府令で、銃砲に改造することとが著しく困難なものを除くすると、いわば除外規定がこの二十二条の三の括弧内で規定してある。これは、むしろ私は原則全面禁止、ただ例外的にのみ認めるといのがこの立案の趣旨であろうと思えます。そういう場合には、積極的に全部総理府令に、もちろんこういう規制むしろそういう規定の仕方は、総理府令に全部ゆだねるというふうには言わなければならぬ。で、この規定に関する限り、どうも総理府令にゆだねることの委任の趣旨というものを一般の通常の形での委任の場合のように論ずることは、ちょっと何らかの外れのような気がいたします。ただしかしながら、いま神谷委員おっしゃいました、一般論といたしまして政令にゆだねるといふ場合に、その情勢の変化等——もちろん政令にゆだねるといふことは、一々この国会のこういう非常に慎重な手続を経ないで、簡単に情勢に応じて改正ができるというところが第一のねらいでございまして、それはそれなりの必要性を認めなければならぬけれども、逆に、特にこういう治安立法的なものの場合には、必要に応じてということが、必要性がかなり誇張されて安易に変えられるということもなきにしもあらず、これはわれわれのいままでの経験が必ずしも示していないとは言えないわけでございますので、その点は十分戒心の必要があるとい

うふうに変えております。

○参考人(島田一男君) 私は法律のことはよくわからないのです。ただ、これに非常にくわしい言い回しなんです。で、「銃砲に改造することが著しく困難なもの」として総理府令で定めるもの以外のかのいうこと、こう書いてありますので、なかなかこういうことが何を意味するのか、法律の専門家じゃないから、私、よくわかりません。ただ、戦前の治安維持法とか、そういうものとなが、戦前の治安維持法とか、そういうものとなが、可能性がこういうものにあるかということになりますと、これは非常に神経質に考えればすべからざるわけでございますけれども、私はそのように考えるわけでもないのです。私が考えておりますのは、要するに一人でも二人でもこういう改造された銃によって人命を損傷されることが愚かしいわけなんです、実際問題として。なぜそんなに、まあ商売とはいえないが、そういうものをつくらせて地球よりも重い人命を損傷しなきゃいかぬかというところに非常に疑問を持つわけでございます。そういう意味で、私はやっぱり何らかの規制はしていただきたいと思っております。

○阿部憲一君 いままでいろいろと参考人の諸先生から有益な御意見を承りまして、私、あとちょっとこの問題につきまして憲法との関連について二、三伺いたいと思っております。

特にこの法案について御賛成の御意見をお吐きになりました島田先生に伺いたいと思っておりますが、モデルガンの愛好者の立場から、今回のモデルガンの取り締まりそのものが憲法十三条で保障されている個人の幸福の追求に関する権利に反するものであると、こういった議論が非常に出されておりますが、この点についてどのような御意見をお持ちなのかということ、これが第一番でござい

うふうに変えております。

○参考人(島田一男君) 私は法律のことはよくわからないのです。ただ、これに非常にくわしい言い回しなんです。で、「銃砲に改造することが著しく困難なもの」として総理府令で定めるもの以外のかのいうこと、こう書いてありますので、なかなかこういうことが何を意味するのか、法律の専門家じゃないから、私、よくわかりません。ただ、戦前の治安維持法とか、そういうものとなが、戦前の治安維持法とか、そういうものとなが、可能性がこういうものにあるかということになりますと、これは非常に神経質に考えればすべからざるわけでございますけれども、私はそのように考えるわけでもないのです。私が考えておりますのは、要するに一人でも二人でもこういう改造された銃によって人命を損傷されることが愚かしいわけなんです、実際問題として。なぜそんなに、まあ商売とはいえないが、そういうものをつくらせて地球よりも重い人命を損傷しなきゃいかぬかというところに非常に疑問を持つわけでございます。そういう意味で、私はやっぱり何らかの規制はしていただきたいと思っております。

それから同じく憲法の二十二条第一項に、「何人も、公共の福祉に反しない限り」「職業選択の自由を有する」となっておりますが、今度のこの取り締まりにつきまして、この二十二条、とりわけこの「公共の福祉に反しない限り」ということ

が議論になるところでございますが、この点についてのお考えをお伺いしたい。

それからもう一つ。もう一問、済みませんが続けて一括いたしますが、いまのモデルガンを製造している業者の方々の言い分として、これまでに使ったいろんな試験の研究費とか、それから金型などの財産権をお持ちになっていますが、この改正案ではこれらの財産権を制限する。この改正案が実施されますと、これらの財産権を大いに制限することになります。これは憲法第二十九条に違反するものである、こういうふうな業者の方々は言うておられるのですけれども、この点についてどういうふうにお考えをお持ちですか、お伺いしたい。

以上三点についてお願いいたします。

○参考人(島田一男君) 個人の幸福、公共の福祉に反しない限り個人の幸福が保たれなかりやらないのは、これはあたりまえのことだと思えますね。いま私たちが議論しているのも、職業の選択の問題と財産権の問題、それから公共の福祉の問題と、これを組み合わせてどういうふうな処置をしたらいいかということについてそれぞれ意見を述べておられるのだと思えます。

ですから、個人の幸福、つまり先ほど村上参考人からも出されたけれども、何人も人の良心を法でもって規制することはできないわけでございます。これはもう原則だと思えます。それはどういふ人にもそういうことは通ずるわけなんです。モデルガンを持つていふ人だけに通ずるわけじゃなくて、売る人にも、それから被害を受ける人にも通ずるわけなんです。だから、そういうことを、確かに弱者の立場に立つ人の方はよりそれを重く見なきゃならないことは確かですが、しかし、本来の意味で公共の福祉から考えまして、これはやはりどうしても公共の福祉を優先させなければならぬときには、やはり社会を存続していく上にある程度の規制をすることはやむを得ないのではないのでしょうか。私はそういうふう

に考えています。

○阿部憲一君 阿先生にもう一回。私の質問は実は三人の参考人の方に申し上げたのですが、簡単で結構ですから、他の二先生にお願いしたい。

○参考人(村上重良君) 憲法で原則としております国民の幸福を追求する権利、それから職業選択の自由、財産の権利、こういうようなものは日本の民主主義の基本でございます。どのような法律もその枠内で、しかもその精神に沿って日本人の幸福と平和を増進する方向で設けられるべきものであるというふうに思っています。そういう大原則的な観点から申ししても、私はこの問題は先刻も触れましたが、まさにルール・オブ・ローの問題、つまり法律の支配の外に置かれるべき個人の趣味、嗜好に属する事柄であり、それからいままお出しになりました三つの原則から見ても、こ

きではないというふうに考えます。

○参考人(吉川経夫君) 憲法の基本的な人権の制限と公共の福祉との関係というのは、これは憲法学上御承知のように大問題でございます。これは憲法の講義でも恐らく大学で二時間か三時間かけて講義するところでございます。ここでそう簡単に申し上げるわけにまいりませんけれども、言うまでもなく確かに趣味を規制し、あるいは業者の営業権、職業の問題、さらに財産権の問題、確かにすべて憲法のいまま挙げになりました条文に関連を持つ条文でございます。そういう意味で、これをしなくても公共の福祉に反しない限り最大の尊重とか、あるいは憲法前文の趣旨等を考えますと、やはり公共の福祉の名のもとに基本的人権を制限するという場合には最大の慎重を必要とする。これを本件に即して言いますと、たとえ

ばこの二十二条の三のような規定を設けることが、われわれの生命、身体、市民的自由が確保されるということ、これは非常に公共の福祉の重要な内容でございますので、その維持のためにどうしても必然的な条件があるのだということが立証されて、あるいは十分納得のいくような御説明があつて初めて、ではこの規制に踏み切ろうかと

いうことが考えられると思います。先ほど村上参考人がおっしゃいましたが、必然性がない。私もかなりそれに近いような意見を主として法律的な観点から述べたわけでございます。そうであるとする、やはりこの公共の福祉という名のもとでの制限がかなり過剰な制限になるのではないか、こういうふうな思っています。

○市川房枝君 私はきわめて常識論なんです、国民の生活と言いますか、考え方、そういうことを法で規制し、ことにこれを取り締まりの対象にするには賛成できないのですが、今度の問題については、さつき神谷委員もちょっとおっしゃいましたけれども、それから島田参考人が婦人団体の意見なんかも聞いたとおっしゃっておりまして、母親の立場からは、子供におもちゃとしてそういう武器といましようか、ピストルばかりじゃない、銃砲あるいは刀なんというふうなものも本当はおもちゃとしては望ましくないという考えを一般的に持つておるわけなんですけれども、島田先生、婦人団体として意見をお聞きになったときのことを少し伺いたいのですけれども。

○参考人(島田一男君) 私は全国的な婦人団体から調査をとったわけではございませんので、それから私の近隣の母子の会とか、それからPTAの方とか、そういう方から幾らかずつでも意見を聞いたわけなんです。ただ、いま市川委員がおっしゃいましたように、やはりチャンバラとか拳銃、ごつとか、こういうのはよくないのだと、本当はこういうことさえもやめてほしいという人が多いんです。ただ、私は先ほど申し上げましたとおり、こういうもののより心理的影響とか、精神発達上の影響というのは、簡単に決められない問題でございます。ただ、平和を願うということについては私は非常に賛成なんです。だから私も、そういう平和を願うということから、やはり少しでも人命が殺傷されたり、そういうことがある可能性のものは、何らかの意味でやっぱやめてほしいと思つています。率直な意見ですけれども。

○市川房枝君 業者の方にはなるべくおもしろいもの、子供の喜びそうなものをいろいろ工夫してそれこそおつくりになつてそれを商品としてお出しになる。子供はそれを見て、もちろんみんな欲しがるわけであつて、母親としては、まあ申したような平和に反するようなものではないか、そういうものは本当はいやなんだけれども、余り子供が欲しいればしょうがないから買つて与えようというところでして、私はそれが心理的にかえつてそういうものを子供に与えておく方が今度は逆に平和の方へいくんだと、さつきなたかからそんな話がちょっとありましたけれども、そういうこともそれはあるかもしれないけれども、一般的に言つて私はむしろそういうことに関心を持つ。それからさつきもお話に出たテレビなんかでも、盛んにそういうものが出てくるということであつて、子供が深めていくということ、むしろ非常な心配であつて、だからおもちゃに対しての、どういふおもちゃが子供に対していいかというものの研究は、それぞれ専門家でなすつておると思つて、あるいはおもちゃについての選択の基準と言いますか、そういうふうな団体ですね。専門家の方はもちろんおいでになつておるんですが、そういう団体はないかと思つて、私もちょっと少し聞いてみたんだけれども、何だか余りはっきりした団体はないみたいなんですけれども、そういうのはどうでしょうか、島田先生。

○参考人(島田一男君) おもちゃの与える影響というのは、やっぱり幾らか研究しております。ただ幼児向けのものが多うございまして、上学年のものはないですね。小学校の五年、六年から上の方は余りおもちゃを使わなくなつてくるんですから、余りありません。幼児用のおもちゃの研究は余りありません。ですから私たちが心理学的に勧めるおもちゃというのは、やはりそのおもちゃによつて子供の想像性を伸ばすとか、それから本當に楽しくエネルギーを発散できるとか、そういうものが身体上、精神上非常に発達にとつて好ましいものとか、そういうものをいいおもちゃという

正市外九名

紹介議員 野口 忠夫君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第二七八九号 昭和五十二年四月二日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県瑞浪市小田町二五九ノ二

三宅澄子外九名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第二七九〇号 昭和五十二年四月二日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県瑞浪市小田町和合二、二二

二 只腰登外九名

紹介議員 野々山一三君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第二七九一号 昭和五十二年四月二日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県瑞浪市土岐町六、五五六

安藤百介外九名

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第二七九二号 昭和五十二年四月二日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県瑞浪市釜戸町中大島二八ノ

二一ノ一八 板橋まさ子外九名

紹介議員 秦 豊君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第二七九三号 昭和五十二年四月二日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県瑞浪市土岐町一、六二四ノ

一 森本幸外九名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第二七九四号 昭和五十二年四月二日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県瑞浪市釜戸町二、七一三ノ

四 小栗近司外九名

紹介議員 前川 旦君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第二七九五号 昭和五十二年四月二日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県瑞浪市土岐町一〇九 工藤

きみえ外九名

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第二八五二号 昭和五十二年四月四日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県土岐市駄知町二、〇五九

加藤元子外九名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第二八五三号 昭和五十二年四月四日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県恵那市長島町中野八一九

島村節男外九名

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第二八五四号 昭和五十二年四月四日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県瑞浪市上野町三ノ三二 加

藤忠孝外九名

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第二八五五号 昭和五十二年四月四日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県瑞浪市日吉町五、〇八三

渡辺美佐子外九名

紹介議員 森下 昭司君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第二八五六号 昭和五十二年四月四日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県瑞浪市山田町八二七ノ三二

梶田博二外九名

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第二八五七号 昭和五十二年四月四日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県瑞浪市日吉町五五七 小栗

知津代外九名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第二八五八号 昭和五十二年四月四日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県瑞浪市明世町山野内五九九

ノ二 安藤邦子外九名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第二八五九号 昭和五十二年四月四日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県瑞浪市釜戸町一、三五九

保母いそ外九名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第二八六〇号 昭和五十二年四月四日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県瑞浪市土岐町七、二〇五ノ

七 水野美代子外九名

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第二八六一号 昭和五十二年四月四日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県土岐市泉河五四六ノ一 沢

田安弘外九名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第二八九七号 昭和五十二年四月六日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県各務原市那加桐野町五四一

杉山久光外九名

紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第二八九八号 昭和五十二年四月六日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜市富場東町七ノ二七 辻幹雄

外九名

紹介議員 松永 忠二君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第二九九九号 昭和五十二年四月六日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県瑞浪市土岐町二、六二三ノ

一 成瀬かず子外九名

紹介議員 前川 且君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第三〇〇〇号 昭和五十二年四月六日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県瑞浪市寺河戸町一、〇九〇

加知久造外九名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第三〇〇一号 昭和五十二年四月六日受理

地方財政危機突破に関する請願

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

請願者 岐阜県瑞浪市稲津町小里二、五〇

紹介議員 〇 愛知一忠外九名

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第三〇〇二号 昭和五十二年四月六日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県瑞浪市須野志町二ノ三〇ノ

紹介議員 一 有賀義和 外九名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第三〇〇三号 昭和五十二年四月六日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県瑞浪市土岐町二、五〇二ノ

紹介議員 六 福岡功洋 外九名

紹介議員 泰 豊君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第三〇〇四号 昭和五十二年四月六日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県瑞浪市釜戸町上平二、二八

紹介議員 九ノ一 熊谷志保子 外九名

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第三〇〇五号 昭和五十二年四月六日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県瑞浪市小田町二七〇ノ二

紹介議員 三宅曉美 外九名

紹介議員 野々山一三君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第三〇〇六号 昭和五十二年四月六日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県瑞浪市日吉町一、二九〇ノ

紹介議員 二六 安藤幸枝 外九名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第三〇〇八六号 昭和五十二年四月七日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県各務原市成清町四九二 森

紹介議員 輝光 外九名

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第三〇〇八七号 昭和五十二年四月七日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県各務原市鵜沼羽場町二ノ一

紹介議員 八〇 磯野孝博 外九名

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第三〇〇八八号 昭和五十二年四月七日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県各務原市蘇原寺島町二ノ九

紹介議員 二 加藤進 外九名

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第三〇〇八九号 昭和五十二年四月七日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県各務原市鵜沼南町二ノ五三

紹介議員 浅野政男 外九名

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第三〇〇九〇号 昭和五十二年四月七日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県各務原市那加手力町一四

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第三〇〇九一号 昭和五十二年四月七日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県各務原市蘇原古市場町七〇

紹介議員 森下 昭司君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

四 坂井由太郎 外九名

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第三〇〇九二号 昭和五十二年四月七日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県各務原市鵜沼七、七〇二ノ

紹介議員 一 馬場町子 外九名

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第三〇〇九三号 昭和五十二年四月七日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県各務原市蘇原栄町一ノ九

紹介議員 高木裕子 外九名

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第三〇〇九四号 昭和五十二年四月七日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県各務原市蘇原沢上町四ノ一

紹介議員 山下誠一 外九名

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第三〇〇九五号 昭和五十二年四月七日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県各務原市各務五、四〇〇

紹介議員 五島耕蔵 外四名

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第三〇〇九六号 昭和五十二年四月七日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県各務原市鵜沼西町一ノ三九

紹介議員 木野昇外七名

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第三〇〇九七号 昭和五十二年四月七日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 岐阜県各務原市蘇原栄町一ノ九

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第二〇五七号と同じである。

第二七七二号 昭和五十二年四月一日受理
銃刀法改正に伴うモデルガンの規制強化反対に関する請願
請願者 神奈川県鎌倉市二階堂三六五ノ一
モデルガン愛好家協会内 平井哲三郎

紹介議員 青島 幸男君

一、モデルガン安全対策の確立は、現在実施しているメーカーの自主規制のほかに新たに販売自主規制を行うこと。関係省庁はこれの指導監督にあたるという方法をとること。
二、モデルガンの安全基準の決定を安易に総理府令にゆだねることをしないこと。
三、長いモデルガンの新しい規制は自主規制に任せること。

理由

警察庁は、今国会に銃刀法改正案を提出、その中で暴力団に改造されるという理由をもつてモデルガンの規制強化を図ることとし、総理府令で定める安全基準以外の製品を販売の目的で造ることを禁止するという法律を作ろうとしている。一方、警察庁は、モデルガンメーカーを行政指導し、業界の自主規制による安全基準づくりとこれの実施を勧め、百パーセント改造不可能という、科学警察研究所が認める安全対策を確立、現在のモデルガンには、SMマークを刻印して販売しているが、販売面においては、いまだにこうした自主規制の措置がなされていない。

第二七七七号 昭和五十二年四月一日受理
行政書士法の一部改正反対に関する請願
請願者 名古屋市中村区祐宣町四ノ五名古
屋税理士会内 加茂武

紹介議員 橋本 繁蔵君
この請願の趣旨は、第二一九七号と同じである。

第二九二三号 昭和五十二年四月四日受理
行政書士法の一部改正反対に関する請願

諸願者 東京都渋谷区千駄ヶ谷五ノ一〇ノ

六日本税理士政治連盟内 織本秀
実

紹介議員 鳩山威一郎君

この諸願の趣旨は、第二一九七号と同じである。

第二九八九号 昭和五十二年四月五日受理

行政書士法の一部改正反対に関する諸願

諸願者 奈良市芝辻町八五ノ一〇奈良県自
由民主会館内 大川邁

紹介議員 堀内 俊夫君

この諸願の趣旨は、第二一九七号と同じである。

第三一八二号 昭和五十二年四月七日受理

行政書士法の一部改正反対に関する諸願

諸願者 宮崎市淀川三ノ七ノ二二 森正年
紹介議員 上條 勝久君

この諸願の趣旨は、第二一九七号と同じである。

第三一八二号 昭和五十二年四月七日受理

行政書士法の一部改正反対に関する諸願

諸願者 鳥取県境港市元町一、八四七 広
島了輔

紹介議員 宮崎 正雄君

この諸願の趣旨は、第二一九七号と同じである。

第二七七八号 昭和五十二年四月一日受理

行政書士法に関する諸願

諸願者 長野市稲葉東沖五七五ノ一 内山
俊男

紹介議員 夏目 忠雄君

この諸願の趣旨は、第一八二三号と同じである。

第二七七九号 昭和五十二年四月一日受理

行政書士法に関する諸願(一通)

諸願者 名古屋市昭和区滝子町三〇ノ一六
社団法人愛知県自動車整備振興会
会長 川村要作外一名

紹介議員 橋本 繁蔵君

この諸願の趣旨は、第一八二三号と同じである。

第二七八〇号 昭和五十二年四月一日受理

行政書士法に関する諸願(六通)

諸願者 北海道北見市光西町一六七社団法人
人北見地方自動車整備振興会会長
栗山実外五名

紹介議員 町村 金五君

この諸願の趣旨は、第一八二三号と同じである。

第二七八一号 昭和五十二年四月一日受理

行政書士法に関する諸願

諸願者 石川県金沢市入江三ノ一六〇社団
法人石川県自動車整備振興会会長
石崎皓三

紹介議員 安田 隆明君

この諸願の趣旨は、第一八二三号と同じである。

第二九一九号 昭和五十二年四月四日受理

行政書士法に関する諸願

諸願者 岡山市藤原二五社団法人岡山県小
型自動車整備振興会会長 中島利
紹介議員 木村 睦男君

この諸願の趣旨は、第一八二三号と同じである。

第二九二四号 昭和五十二年四月四日受理

行政書士法に関する諸願(四通)

諸願者 広島市観音新町二ノ四ノ二五社団
法人広島県小型自動車整備振興会
会長 二宮信也外三名

紹介議員 永野 嚴雄君

この諸願の趣旨は、第一八二三号と同じである。

第二九八五号 昭和五十二年四月五日受理

行政書士法に関する諸願

諸願者 茨城県水戸市住吉町二九二ノ五株
式会社茨城県自動車会館内社団法
人茨城県自動車整備振興会会長
稲見鹿之進

紹介議員 郡 祐一君

この諸願の趣旨は、第一八二三号と同じである。

第二九八六号 昭和五十二年四月五日受理

行政書士法に関する諸願

諸願者 奈良市南京終町二ノ二五四ノ一社
団法人奈良県自動車整備振興会会
長 奥野齊美

紹介議員 新谷寅三郎君

この諸願の趣旨は、第一八二三号と同じである。

第二九八七号 昭和五十二年四月五日受理

行政書士法に関する諸願

諸願者 佐賀市高木瀬町高木一、二七〇ノ
一〇社団法人佐賀県自動車整備振
興会会長 楠田常次

紹介議員 鍋島 直紹君

この諸願の趣旨は、第一八二三号と同じである。

第二九八八号 昭和五十二年四月五日受理

行政書士法に関する諸願

諸願者 滋賀県大津市坂本六太町二七ノ三
六社団法人滋賀県自動車整備振興
会会長 今堀孝治郎

紹介議員 望月 邦夫君

この諸願の趣旨は、第一八二三号と同じである。

第三〇七九号 昭和五十二年四月六日受理

行政書士法に関する諸願

諸願者 佐賀市高木瀬町高木一、二七〇ノ
一〇佐賀県自動車整備商工組合内
前田伊八

紹介議員 福岡日出磨君

この諸願の趣旨は、第一八二三号と同じである。

第三一七七号 昭和五十二年四月七日受理

行政書士法に関する諸願

諸願者 宮崎市大塚町流合五、〇六四社団
法人宮崎県自動車整備振興会会長

紹介議員 橋本一郎
上條 勝久君

この諸願の趣旨は、第一八二三号と同じである。

第三一七八号 昭和五十二年四月七日受理

行政書士法に関する諸願

諸願者 福島市吉倉吉田五三社団法人福島
県自動車整備振興会会長 野地博
紹介議員 棚田 四郎君

この諸願の趣旨は、第一八二三号と同じである。

第三一七九号 昭和五十二年四月七日受理

行政書士法に関する諸願

諸願者 滋賀県大津市坂本六太町二七ノ三
六 種村直道
紹介議員 望月 邦夫君

この諸願の趣旨は、第一八二三号と同じである。

第三一八〇号 昭和五十二年四月七日受理

行政書士法に関する諸願

諸願者 富山市新庄町馬場二四ノ二富山県
自動車整備振興会内 品川忠三郎
紹介議員 吉田 実君

この諸願の趣旨は、第一八二三号と同じである。

第二七八二号 昭和五十二年四月一日受理

行政書士法の一部改正(適用除外規定の追加新設)
に関する諸願

諸願者 新潟市上所島六〇八ノ一財団法人
新潟県自動車標協協会会長 中石
由郎

紹介議員 塚田十一郎君

この諸願の趣旨は、第一九四八号と同じである。

第二八四五号 昭和五十二年四月二日受理

退職教職員(地方公務員)の年金制度改善等に関す
る諸願

諸願者 埼玉県比企郡小川町上横田七谷
細井輝正外百三十名

紹介議員 鈴木 一弘君

この請願の趣旨は、第一三五二号と同じである。

第二九一八号 昭和五十二年四月四日受理

行政書士法中適用除外規定の新設に関する請願

請願者 岡山市藤原二五日本自動車販売協

会連合会岡山県支部内 三館大二

郎

紹介議員 木村 睦男君

この請願の趣旨は、第一三八七号と同じである。

第三一七六号 昭和五十二年四月七日受理

行政書士法中適用除外規定の新設に関する請願

請願者 千葉市新港一七九 平尾正寿

紹介議員 黒住 忠行君

この請願の趣旨は、第一三八七号と同じである。

第三〇八〇号 昭和五十二年四月六日受理

行政書士法一部改正反対に関する請願

請願者 青森市新町二ノ三〇一 青森県警察

本部内財団法人青森県交通安全協

会会長 柳谷与三郎

紹介議員 寺下 岩蔵君

日本行政書士会連合会が要望している行政書士法

の一部改正案の内容に強く反対する。

理由

日本行政書士会連合会の要望する改正案の内容は、次に述べるような理由により、運転免許行政に多大の影響を及ぼすであろうことは明白であり、また、交通安全活動に占める交通安全協会の地位、重要性を全く無視するものであり、交通安全上重大な問題を提起することが必至である。

一、従来、交通安全協会で行ってきた書類の作成、手続の代行及び相談が一切できなくなり、交通安全協会の会員である免許取得者等に対し、著しい不便を与えることとなる。
二、免許取得者等は、行政書士に有償で依頼することなく、自分で書類を作成することとなるため、内容の不備な申請書が増加し、申請

書の受理事務に支障を生じる。特に、行政書士が存しない地域においては、直ちにこのような事態が発生すると思われる。

三、各種申請書の作成、手続代行及び相談に関して報酬を得る目的がなくともこれらの行為ができなくすることは、弁護士法等に比べても著しく不合理であり、また、行政書士が法人又はこれに類する団体に所属することを認められなくなることその理由が明らかでない。

第三一七〇号 昭和五十二年四月七日受理

警察留置場の法制化に関する請願

請願者 香川県高松市亀田町一七二ノ六

岸本正義

紹介議員 前川 且

警察留置場の根拠法が不備のまま、戦後制定された警察法にもならぬ明文がなく、その他の現行法上にも留置場設置に関する基本法がないので、被収容者処遇の基本を整えるなどの措置を含む根拠法を法制化された。

理由

刑事訴訟法第二百三条により留置場に収容されるか、同法第二百九条により監禁に留置されるかによつて、被収容者が差別される問題又は戒護権の不備による留置人に対する人権問題等、警察留置場の根拠法がないことによる積年の問題がある。

四月十八日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案（衆）

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案
公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案
公営企業金融公庫法（昭和三十三年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

地方公共団体金融公庫法

目次中「公営企業債券法」を「地方自治債券法」に改める。

第一条第一項中「公営企業金融公庫は、公営企業」を「地方公共団体金融公庫は、地方公共団体の財政」に、「公営企業の地方債」を「地方債」に、「公営企業」を「健全な発達」に改め、同条第二項及び第三項中「公営企業金融公庫」を「地方公共団体金融公庫」に改める。

第二条を次のように改める。

（用語の意義）

第二条 この法律において「地方債」とは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十条の規定によつて許可を受けた地方債で、政府資金による引受けが行われないものをいう。

第三条及び第七条中「公営企業金融公庫」を「地方公共団体金融公庫」に改める。

第十九条第一項中「行なう」を「行う」に、「公営企業に係る」を「地方公共団体の」に改め、同条第四項中「行なう」を「行う」に改め、「公営企業に相当する」を削る。

第四章の章名中「公営企業債券法」を「地方自治債券」に改める。

第二十三条第一項中「公営企業債券法」を「地方自治債券法」に改める。

第二十八条の二第一項中「第二十八条の四」の下に「及び第二十八条の五」を加え、「公営企業健全化基金」を「地方財政健全化基金」に改める。

第二十八条の四の次に次の一条を加える。

（補給金）

第二十八条の五 政府は、予算の範囲内で、公庫に対し、地方債の利子の軽減に要する費用に充てるため補給金を交付するものとする。

2 公庫は、前項の規定による補給金を受けたときは、政令で定めるところにより、これを地方債の利子の軽減に要する費用に充てなければならない。

第四十一条中「公営企業金融公庫」を「地方公共団体金融公庫」に改める。

附則

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）
第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（地方財政法の一部改正）
第三条 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第三十二条の二中「公営企業に係る」を削り、「公営企業金融公庫」を「地方公共団体金融公庫」に改める。

（大蔵省設置法の一部改正）
第四条 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第一百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第六号の三「公営企業金融公庫」を「地方公共団体金融公庫」に改める。

（国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の一部改正）
第五条 国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和二十五年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「公営企業金融公庫」を「地方公共団体金融公庫」に改める。

（公職選挙法の一部改正）

第六条 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第三百三十六条の二第二号中「公営企業金融公庫」を「地方公共団体金融公庫」に改める。

（予算執行職員等の責任に関する法律の一部改正）
第七条 予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「公営企業金融公庫」を「地方公共団体金融公庫」に改める。

(地方税法の一部改正)

第八条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「公営企業金融公庫」を「地方公共団体金融公庫」に改める。

(公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正)
第九条 公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「公営企業金融公庫」を「地方公共団体金融公庫」に改める。

第五条第二項第二号中「公営企業金融公庫法」を「地方公共団体金融公庫法」に改め、同項第三号中「公営企業債券」を「地方自治債券」に改め、同条第三項中「公営企業金融公庫にあつては公営企業債券」を「地方公共団体金融公庫にあつては地方自治債券」に改める。

(自治省設置法の一部改正)

第十条 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十六号の二中「公営企業金融公庫」を「地方公共団体金融公庫」に改める。

第十二条第七号中「公営企業金融公庫」を「地方公共団体金融公庫」に改める。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第十一条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「公営企業金融公庫」を「地方公共団体金融公庫」に改める。

(所得税法の一部改正)

第十二条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表のうち公営企業金融公庫の項中「公営企業金融公庫」を「地方公共団体金融公庫」に、「公営企業金融公庫法」を「地方公共団体金融公庫法」に改める。

(法人税法の一部改正)

第十三条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)

の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表のうち公営企業金融公庫の項中「公営企業金融公庫」を「地方公共団体金融公庫」に、「公営企業金融公庫法」を「地方公共団体金融公庫法」に改める。

(印紙税法の一部改正)

第十四条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二のうち公営企業金融公庫の項中「公営企業金融公庫」を「地方公共団体金融公庫」に、「公営企業金融公庫法」を「地方公共団体金融公庫法」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第十五条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二のうち公営企業金融公庫の項中「公営企業金融公庫」を「地方公共団体金融公庫」に、「公営企業金融公庫法」を「地方公共団体金融公庫法」に改める。

(地方公営交通事業の経営の健全化に関する法律の一部改正)

第十六条 地方公営交通事業の経営の健全化に関する法律(昭和四十八年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第七条及び第十一条中「公営企業金融公庫」を「地方公共団体金融公庫」に改める。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約五十億円の見込みである。

昭和五十二年五月七日印刷

昭和五十二年五月九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

E